

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者の名称及び所在地

商号又は名称	所 在 地
株式会社 佐藤渡辺 萩原営業所	岐阜県下呂市萩原町野上 1 7 2 5 ー 2

2. 資格停止措置理由

株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和 6 年 10 月 7 日、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。

これは、恵那市入札参加資格停止要綱第 2 条第 1 項別表、競売入札妨害又は談合行為（16）に該当することから、入札参加資格の停止措置を行う。

3. 資格停止措置期間

令和 7 年 1 月 17 日から令和 7 年 6 月 16 日まで（5 か月）

4. 資格停止措置要件

○恵那市入札参加資格停止要綱第 2 条第 1 項 別表

区分	措置要件	期間
競売入札妨害又は談合行為	(16) 一般契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 12 か月以内